

作成日 2024/07/11

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Easypeel Shield E
供給者の会社名称	北海道防錆ペイント株式会社
住所	北海道小樽市港町6番4号3階
電話番号	0134-65-7401
推奨用途	塗料
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約  
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 生殖細胞変異原性 区分1B 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系 中枢神経系 聴覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	極めて引火性の高い液体及び蒸気 皮膚刺激 強い眼刺激 吸入すると有害 呼吸器への刺激のおそれ 眠気又はめまいのおそれ 遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系、中枢神経系、聴覚器の障害 長期継続的影響によって水生生物に毒性
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地しアースをとること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する措置を講ずること。  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

#### 応急措置

環境への放出を避けること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

火災の場合、消火するために適切な消火剤を使用すること。

漏出物を回収すること。

#### 保管

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

#### 廃棄

施錠して保管すること。

内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。

専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成及び成分情報 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS登録番号
			化審法	安衛法	
スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンポリマー	20%	(C8H8.C4H6)x	(6)-136	既存	66070-58-4
酸化鉄	5%	Fe3O4	(1)-357	既存	1317-61-9
脂肪酸アמיד	0.1%	特定できない	—	—	非開示
アルキルシクロヘキサン	0.72%	CxHy	—	—	64742-48-9
エチルアルコール	0.156%	C2H6O	(2)-202	既存	64-17-5
イソプロピルアルコール	0.024%	C3H8O	(2)-207	既存	67-63-0
炭化水素	3%	特定できない	—	—	63231-60-7
スチレン-ブタジエン共重合体	1.9%	(C8H8.C4H6)x	(6)-134	既存	9003-55-8
流動パラフィン	0.1%	CxHy	—	—	8042-47-5
4,6-ビス(オクチルチオメチル)-o-クレゾール	0.6%	C25H44OS2	—	4-(10)-970	110553-27-0
2-(3'-ターシャルブチル-2'-ヒドロキシ-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール	0.6%	C17H18ClN3O	(5)-545	既存	3896-11-5
ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート	0.225%	C30H56N2O4	(5)-5501	8-(1)-1709	41556-26-7
1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート	0.075%	C21H39NO4	(5)-5593	8-(1)-1721	82919-37-7
石油ナフサ	4.658%	CxHy	—	—	64742-95-6
キシレン	21.6%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルペンゼン	19.575%	C8H10	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4
クメン	0.203%	C9H12	(3)-22	既存	98-82-8
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.945%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	108-67-8
1,2,4-トリメチルベンゼン	3.78%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	95-63-6
エチルエトキシプロピオネート	1.35%	C7H14O3	(2)-1350,(2)-1379	2-(6)-147	763-69-9
メチルイソブチルケトン	10.125%	C6H12O	(2)-542	既存	108-10-1
酢酸ブチル	5.265%	C6H12O2	(2)-731	既存	123-86-4

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

1, 2, 4-トリメチルベンゼン(政令番号:49)  
1, 3, 5-トリメチルベンゼン(政令番号:201)  
イソプロピルアルコール(政令番号:102)  
エチルベンゼン(政令番号:50)  
キシレン(政令番号:125)  
クメン(政令番号:126)

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)	メチルイソブチルケトン(政令番号:116) エタノール(政令番号:61)(10%未満) エチルベンゼン(政令番号:70)(10%~20%) キシレン(政令番号:136)(20%~30%) クメン(政令番号:138)(10%未満) 固形パラフィン(政令番号:170)(10%未満) トリメチルベンゼン(政令番号:404)(10%未満) メチルイソブチルケトン(政令番号:569)(10%~20%) 鉱油(政令番号:168)(10%未満) 酸化鉄(政令番号:192)(10%未満) 酢酸ブチル(政令番号:181)(10%未満) 石油ナフサ(政令番号:330)(10%未満)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	エチルベンゼン(管理番号:53)(20%) キシレン(管理番号:80)(22%) トリメチルベンゼン(管理番号:691)(4.7%) メチルイソブチルケトン(管理番号:737)(10%)

#### 4. 応急措置

##### 吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

##### 皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

##### 眼に入った場合

皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。

飲み込んだ場合  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。  
口をすすぐこと。  
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。  
揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引などの危険が増す。直ちに医療措置を受ける手配をする。水でよく口の中を洗わせてもよい。  
被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤

使ってはならない消火剤

火災時の特有の危険有害性

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂。

棒状注水。

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。

多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。

有害でなければ、火気、換気などに充分注意して蒸発、拡散させる。又は、散水して蒸発を促進させてもよい。

二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

滑って転倒する事故を引き起こす可能性があるため、製品の拡散を避ける。

漏出物の上をむやみに歩かない。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

容器を接地すること。アースをとること。

火花を発生させない工具を使用すること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

保管	安全取扱注意事項	<p>静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p> <p>火気厳禁 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 環境への放出を避けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。</p>
	<p>接触回避 衛生対策 安全な保管条件</p>	<p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 涼しい所に置くこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を密閉しておくこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>火気厳禁 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p> <p>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。</p>
	安全な容器包装材料 情報なし	

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
		日本産衛学会	ACGIH
スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンポリマー	未設定	未設定	未設定
酸化鉄	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 4mg/m <sup>3</sup>	未設定
脂肪酸アמיד <sup>①</sup>	未設定	未設定	未設定
アルキルシクロヘキサン	未設定	未設定	未設定

エチルアルコール	未設定	未設定	設定あり(*)
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m <sup>3</sup> )	設定あり(*)
炭化水素	未設定	未設定	未設定
スチレン-ブタジエン共重合物	未設定	未設定	未設定
流動パラフィン	未設定	未設定	未設定
4,6-ビス(オクチルチオメチル)-o-クレゾール	未設定	未設定	未設定
2-(3'-ターシャルブチル-2'ヒドロキシ-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール	未設定	未設定	未設定
ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート	未設定	未設定	未設定
1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート	未設定	未設定	未設定
石油ナフサ	未設定	未設定	未設定
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m <sup>3</sup> )	設定あり(*)
エチルペンゼン	20ppm	【暫定値】 20ppm(87mg/m <sup>3</sup> )(皮)	設定あり(*)
クメン	未設定	10ppm(50mg/m <sup>3</sup> )(皮)	設定あり(*)
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m <sup>3</sup> )	未設定
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m <sup>3</sup> )	未設定
エチルエトキシプロピオネート	未設定	未設定	未設定
メチルイソブチルケトン	20ppm	50ppm(200mg/m <sup>3</sup> )	設定あり(*)
酢酸ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m <sup>3</sup> )	設定あり(*)

\*)ACGIHの設定値は下記URLからご確認ください。

参照先 : <https://www.acgih.org/>

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンポリマー	未設定	未設定
酸化鉄	未設定	未設定
脂肪酸アמיד	未設定	未設定
アルキルシクロヘキサン	未設定	未設定
エチルアルコール	未設定	未設定
イソプロピルアルコール	未設定	未設定
炭化水素	未設定	未設定
スチレン-ブタジエン共重合物	未設定	未設定
流動パラフィン	未設定	未設定
4,6-ビス(オクチルチオメチル)-o-クレゾール	未設定	未設定

2-(3'-ターシャルブチル-2'-ヒドロキシ-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール	未設定	未設定
ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート	未設定	未設定
1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート	未設定	未設定
石油ナフサ	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
エチルペンゼン	未設定	未設定
クメン	10ppm	—
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
エチルエトキシプロピオネート	未設定	未設定
メチルイソブチルケトン	未設定	未設定
酢酸ブチル	未設定	未設定

設備対策

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。  
 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保護具

呼吸用保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。

手の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。

眼、顔面の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。

皮膚及び身体の保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

液体

形状

粘稠液体

色

黒、白、半透明色

臭い

溶剤臭

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点

データなし

範囲

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限  
 界／可燃限界

データなし

上限

データなし

引火点

22°C (使用溶剤のデータ引用)

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

データなし

動粘性率

データなし

溶解度

データなし



n-オクタノール／水分配  
係数(log 値) データなし  
蒸気圧 データなし  
密度及び／又は相対密度 データなし

相対ガス密度 データなし  
粒子特性 データなし

#### 10. 安定性及び反応性

反応性 情報なし  
化学的安定性 情報なし  
危険有害反応可能性 情報なし  
避けるべき条件 情報なし  
混触危険物質 情報なし  
危険有害な分解生成物 情報なし

#### 11. 有害性情報

急性毒性

経口

区分に該当しない:イソプロピルアルコール(毒性値=4384mg/kg 出典:NITE), メチルイソブチルケトン(毒性値=2080mg/kg 出典:NITE), キシレン(毒性値=3500mg/kg 出典:NITE), 酢酸ブチル(毒性値=10736mg/kg 出典:NITE), エチルペンゼン(毒性値=3500mg/kg 出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(毒性値=5000mg/kg 出典:NITE), エチルアルコール(毒性値=6200mg/kg 出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(毒性値=3280mg/kg 出典:NITE), クメン(毒性値=2700mg/kg 出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(毒性値=5000mg/kg 出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-o-クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタジエン共重合体, スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンポリマー

分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。

経皮

区分4:キシレン(毒性値=1700mg/kg 出典:NITE)

区分に該当しない:イソプロピルアルコール(毒性値=12870mg/kg 出典:NITE), メチルイソブチルケトン(毒性値=16040mg/kg 出典:NITE), 酢酸ブチル(毒性値=17600mg/kg 出典:NITE), エチルペンゼン(毒性値=15400mg/kg 出典:NITE), エチルアルコール(毒性値=20000mg/kg 出典:NITE), クメン(毒性値=10600mg/kg 出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(毒性値=9500mg/kg 出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE), アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
o-クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-  
5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ  
チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
チレンポリマー

計算結果が $4588.1898148\text{mg/kg}$ のため、区分に該  
当しないが、毒性未知成分を含有するため分類で  
けない。

吸入

(急性毒性(吸入:気体))

GHS定義による気体ではない。

(急性毒性(吸入:蒸気))

区分3:メチルイソブチルケトン(毒性値=1968ppm 出  
典:NITE)

区分4:キシレン(毒性値=6350ppm 出典:NITE), エチ  
ルペンゼン(毒性値=4000ppm 出典:NITE), クメン(毒  
性値=2645ppm 出典:NITE)

区分に該当しない:イソプロピルアルコール(毒性値  
=27908ppm 出典:NITE), エチルアルコール(毒性値  
=63000ppm 出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:酢酸ブチル(出典:NITE), 1,3,5-トリメ  
チルベンゼン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン  
(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出  
典:NITE), アルキルシクロヘキサン(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
o-クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-  
5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ  
チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
チレンポリマー

計算結果が $3842.8731378\text{mg/kg}$ のため、区分4に該  
当する。

(急性毒性(吸入:粉じん、ミスト))

区分に該当しない:エチルペンゼン(毒性値  
=27.5mg/l 出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(毒  
性値=24mg/l 出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン  
(毒性値=18mg/l 出典:NITE), クメン(毒性値  
=39.3mg/l 出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:イソプロピルアルコール(出典:NITE),  
メチルイソブチルケトン(出典:NITE), キシレン(出  
典:NITE), 酢酸ブチル(出典:NITE), エチルアルコー  
ル(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出  
典:NITE), アルキルシクロヘキサン(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

皮膚腐食性／刺激性	<p>データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)- o-クレゾール, 2-(3'-ターシャルブチル-2'ヒドロキシ -5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス チレンポリマー</p> <p>分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を 含有するため分類できない。</p> <p>区分2:キシレン(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼ ン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE)</p>
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	<p>区分に該当しない:イソプロピルアルコール(出 典:NITE), メチルイソブチルケトン(出典:NITE), 酢酸 ブチル(出典:NITE), エチルアルコール(出典:NITE), クメン(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出 典:NITE), 流動パラフィン</p> <p>分類できない:エチルペンゼン(出典:NITE), アルキ ルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石 油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイ ド</p> <p>データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)- o-クレゾール, 2-(3'-ターシャルブチル-2'ヒドロキシ -5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス チレンポリマー</p> <p>区分2の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区 分2に該当。</p> <p>区分2:イソプロピルアルコール(出典:NITE), キシレ ン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE)</p> <p>区分2B:メチルイソブチルケトン(出典:NITE), 酢酸ブ チル(出典:NITE), エチルペンゼン(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), エチルアル コール(出典:NITE), クメン(出典:NITE), エチルエトキ シプロピオネート(出典:NITE)</p>
呼吸器感作性	<p>分類できない:アルキルシクロヘキサン(出 典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出 典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド</p> <p>区分に該当しない:流動パラフィン</p> <p>データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)- o-クレゾール, 2-(3'-ターシャルブチル-2'ヒドロキシ -5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス チレンポリマー</p> <p>眼区分2の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、 区分2Aに該当。</p> <p>データ不足のため分類できない。</p>

皮膚感作性

区分に該当しない:エチルペンゼン(出典:NITE), クメン(出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:イソプロピルアルコール(出典:NITE), メチルイソブチルケトン(出典:NITE), キシレン(出典:NITE), 酢酸ブチル(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), エチルアルコール(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出典:NITE), アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)- $\alpha$ -クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタジエン共重合体, スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンポリマー

分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。

生殖細胞変異原性

区分1B:アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP))

区分に該当しない:エチルペンゼン(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE), クメン(出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:イソプロピルアルコール(出典:NITE), メチルイソブチルケトン(出典:NITE), キシレン(出典:NITE), 酢酸ブチル(出典:NITE), エチルアルコール(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出典:NITE), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)- $\alpha$ -クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタジエン共重合体, スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンポリマー

発がん性

石油ナフサ $\geq$ 0.1%のため、区分1Bに該当。

区分1A:エチルアルコール(出典:NITE)

区分1B:メチルイソブチルケトン(出典:NITE), クメン(出典:NITE), アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP))

区分2:エチルペンゼン(出典:NITE)

分類できない:イソプロピルアルコール(出典:NITE), キシレン(出典:NITE), 酢酸ブチル(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出典:NITE), 脂肪酸アマイド

区分に該当しない:流動パラフィン

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
o-クレゾール, 2-(3'-ターシャルブチル-2'ヒドロキシ  
-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタ  
メチル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
チレンポリマー

エチルアルコール $\geq$ 0.1%のため、区分1Aに該当。

## 生殖毒性

(生殖毒性)

区分1A:エチルアルコール(出典:NITE)

区分1B:キシレン(出典:NITE), エチルペンゼン(出  
典:NITE)

区分2:イソプロピルアルコール(出典:NITE)

分類できない:メチルイソブチルケトン(出典:NITE),  
酢酸ブチル(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン  
(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE),  
クメン(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出  
典:NITE), アルキルシクロヘキサン(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アמיד

区分に該当しない:流動パラフィン

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
o-クレゾール, 2-(3'-ターシャルブチル-2'ヒドロキシ  
-5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタ  
メチル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
チレンポリマー

キシレン $\geq$ 0.3%のため、区分1Bに該当。

※分類に寄与しない成分:

エチルアルコール(区分1A 出典:NITE)

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分1:イソプロピルアルコール(臓器=全身毒性、中  
枢神経系 出典:NITE), キシレン(臓器=肝臓、呼吸  
器、腎臓、中枢神経系 出典:NITE), クメン(臓器=神  
経系 出典:NITE)

区分3:イソプロピルアルコール(臓器=気道刺激性  
出典:NITE), メチルイソブチルケトン(臓器=麻酔作  
用、気道刺激性 出典:NITE), キシレン(臓器=麻酔  
作用 出典:NITE), 酢酸ブチル(臓器=麻酔作用、気  
道刺激性 出典:NITE), エチルペンゼン(臓器=麻酔  
作用、気道刺激性 出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベン  
ゼン(臓器=麻酔作用、気道刺激性 出典:NITE), エ  
チルアルコール(臓器=麻酔作用、気道刺激性 出  
典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(臓器=麻酔作  
用、気道刺激性 出典:NITE), クメン(臓器=麻酔作  
用、気道刺激性 出典:NITE), エチルエトキシプロピ  
オネート(臓器=麻酔作用 出典:NITE)

## 特定標的臓器毒性(単回 ばく露)

分類できない:アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アמיד

区分に該当しない:流動パラフィン

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
o-クレゾール, 2-(3'-ターシヤルブチル-2'ヒドロキシ-  
5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ  
チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
チレンポリマー

キシレン $\geq$ 10%のため、区分1(肝臓, 呼吸器, 腎臓,  
中枢神経系)に該当。

区分3(麻酔作用)の成分合計が濃度限界(20%)以上  
のため、区分3(麻酔作用)に該当する。

区分3(気道刺激性)の成分合計が濃度限界(20%)以上  
のため、区分3(気道刺激性)に該当する。

特定標的臓器毒性(反復  
ばく露)

区分1:イソプロピルアルコール(臓器=血液系 出  
典:NITE), メチルイソブチルケトン(臓器=中枢神経  
系 出典:NITE), キシレン(臓器=呼吸器, 神経系 出  
典:NITE), エチルペンゼン(臓器=神経系、聴覚器 出  
典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(臓器=呼吸器、  
中枢神経系 出典:NITE), エチルアルコール(臓器=  
肝臓 出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(臓器=呼  
吸器, 中枢神経系 出典:NITE)

区分2:イソプロピルアルコール(臓器=肝臓、呼吸  
器、脾臓 出典:NITE), エチルアルコール(臓器=中枢  
神経系 出典:NITE), クメン(臓器=呼吸器 出  
典:NITE)

分類できない:酢酸ブチル(出典:NITE), エチルエトキ  
シプロピオネート(出典:NITE), アルキルシクロヘキ  
サン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出  
典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アמיד

区分に該当しない:流動パラフィン

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
o-クレゾール, 2-(3'-ターシヤルブチル-2'ヒドロキシ-  
5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ  
チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
チレンポリマー

エチルペンゼン $\geq$ 10%のため、区分1(聴覚器)に該  
当。

メチルイソブチルケトン $\geq$ 10%のため、区分1(中枢  
神経系)に該当。

キシレン $\geq$ 10%のため、区分1(呼吸器, 神経系)に該  
当。

1,2,4-トリメチルベンゼン $\geq$ 1%のため、区分2(呼吸  
器, 中枢神経系)に該当。

誤えん有害性

区分2:1,2,4-トリメチルベンゼン(呼吸器)は、上位区分の区分1:キシレン(呼吸器)へ纏めた。  
 区分2:1,2,4-トリメチルベンゼン(中枢神経系)は、上位区分の区分1:メチルイソブチルケトン(中枢神経系)へ纏めた。  
 データ不足のため分類できない。

## 12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)

区分1:エチルペンゼン(出典:NITE)

区分2:キシレン(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE), クメン(出典:NITE)

区分3:酢酸ブチル(出典:NITE)

区分に該当しない:イソプロピルアルコール(出典:NITE), メチルイソブチルケトン(出典:NITE), エチルアルコール(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
 o-クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-  
 -5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
 ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
 ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ  
 チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
 ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
 チレンポリマー

(毒性乗率×10×区分1)+区分2が濃度限界(25%)  
 以上のため、区分2に該当。

水生環境有害性 長期(慢性)

区分2:キシレン(出典:NITE), エチルペンゼン(出典:NITE), 1,3,5-トリメチルベンゼン(出典:NITE), 1,2,4-トリメチルベンゼン(出典:NITE), クメン(出典:NITE)

区分に該当しない:イソプロピルアルコール(出典:NITE), メチルイソブチルケトン(出典:NITE), 酢酸ブチル(出典:NITE), エチルアルコール(出典:NITE), エチルエトキシプロピオネート(出典:NITE), 流動パラフィン

分類できない:アルキルシクロヘキサン(出典:1272/2008/EC (CLP)), 石油ナフサ(出典:1272/2008/EC (CLP)), 脂肪酸アマイド

データなし:酸化鉄, 4,6-ビス(オクチルチオメチル)-  
 o-クレゾール, 2-(3'-ターシャールブチル-2'ヒドロキシ-  
 -5'メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール, ビ  
 ス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)-セバ  
 ケート, 炭化水素, 1-(メチル)-8-(1,2,2,6,6-ペンタメ  
 チル-4-ピペリジニル)-セバケート, スチレン-ブタ  
 ジエン共重合物, スチレン-エチレン/ブチレン-ス  
 チレンポリマー

(毒性乗率×10×区分1)+区分2が濃度限界(25%)  
 以上のため、区分2に該当。

残留性・分解性  
 生体蓄積性

情報なし  
 情報なし

土壤中の移動性  
オゾン層への有害性

情報なし  
データ不足のため分類できない。

### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。

専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。  
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

### 14. 輸送上の注意

国際規制

Regulatory Information by Sea Complied with IMO.

UN No. 1263

Proper Shipping Name PAINT

Class 3

Packing Group II

Marine Pollutant Applicable

Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code Not applicable

Regulatory Information by Air Complied with ICAO/IATA.

UN No. 1263

Proper Shipping Name PAINT

Class 3

Packing Group II

国内規制

陸上規制 消防法の規定に従う。

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1263

品名 塗料

国連分類 3

容器等級 II

海洋汚染物質 該当

MARPOL73/78附属書 II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。

国連番号 1263

品名 塗料

国連分類 3

等級 II



特別の安全対策

輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

重量物を上積みしない。

移送時にイエローカードを携行する。

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令

化学品にSDSの提供が求められる3法令の該当

労働安全衛生法(通知対象物質)

該当

毒物及び劇物取締法(毒物・劇物)

非該当

特定化学物質の環境への

該当

排出量の把握等及び管理

の改善の促進に関する法

律

適用される主たる国内法令

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)(イソプロピルアルコール、キシレン、エチルベンゼン、クメン、1, 3, 5-トリメチルベンゼン、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、メチルイソブチルケトン)

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)(エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン)

変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)(1, 2-キシレンと1, 3-キシレンと1, 4-キシレンと1-ブロモブター-2-エンの混合物)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(イソプロピルアルコール、キシレン、酢酸ノルマルブチル)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号~第2号別表第9)(酸化鉄、エタノール、固形パラフィン、石油ナフサ、キシレン、エチルベンゼン、トリメチルベンゼン、メチルイソブチルケトン、酢酸ブチル)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号~第2号別表第9)(酸化鉄、エタノール、固形パラフィン、鉱油、石油ナフサ、キシレン、エチルベンゼン、クメン、トリメチルベンゼン、メチルイソブチルケトン、酢酸ブチル)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)(エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)(エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)(キシレン、エチル=3-エトキシプロパノアート)

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)(エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン)

消防法

第四類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項別表第1第4類の項第4号備考第14号)

大気汚染防止法

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)(キシレン、エチルベンゼン)

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)(キシレン)

船舶安全法

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(キシレン、エチルベンゼン、トリメチルベンゼン、メチルイソブチルケトン)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)(キシレン、メチルブチルケトン、酢酸ブチル)

がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)(すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィン)

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和7年4月1日施行予定分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)(エチルベンゼン)

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和8年4月1日施行予定分)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(エチルベンゼン)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)(3-エトキシプロパン酸エチル)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(3-エトキシプロパン酸エチル)

## 16. その他の情報

連絡先

北海道防錆ペイント株式会社

参考文献

NITE GHS分類公表データ

EU CLP Regulation, AnnexVI

## 免責事項

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。

又、注意事項は、通常取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。